

令和 7 年議案第 26 号

江南市教育委員会公印規則の一部改正について

江南市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 6 月 3 日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市立学校給食センター供用開始に向け、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市教育委員会公印規則の一部を改正する規則（案）

江南市教育委員会公印規則（昭和 5 1 年教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表学校給食センター所長印の項中、「

江	南	市	立
〇	〇	学	校
給	食	セ	ン
タ	ー	所	長
之			印

」を「

江	南	市	立
学	校	給	食
セ	ン	タ	ー
所	長	之	印

」に、「各学

校給食センター所長」を「学校給食センター所長」に改める。

附則

この規則は、令和 7 年 8 月 1 日から施行

(参 考)

江南市教育委員会公印規則の一部を改正する規則（案）の新旧対照表

新					
(名称等)					
第2条 公印は、朱印とし、名称、寸法、書体、形式及び用途並びに管守者（公印を管守する者をいう。以下同じ。）は、別表に定めるところによる。					
別表(第2条関係)					
名称	寸法 (単位mm)	書体	形式ひな型	用途	管守者
教育委員会印の項～校長職務代理者印の項（略）					
学校給食センター 所長印	方18	かい書	<u>江 南 市 立</u> <u>学 校 給 食</u> <u>セ ン タ ー</u> <u>所 長 之 印</u>	一 般 文 書用	<u>学校給食センタ</u> <u>ー所長</u>
プラザ所長印の項～少年センター所長印の項（略）					

旧					
(名称等)					
第2条 公印は、朱印とし、名称、寸法、書体、形式及び用途並びに管守者（公印を管守する者をいう。以下同じ。）は、別表に定めるところによる。					
別表(第2条関係)					
名称	寸法 (単位mm)	書体	形式ひな型	用途	管守者
教育委員会印の項～校長職務代理者印の項（略）					
学校給食センター 所長印	方18	かい書	江 南 市 立 ○ ○ 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 之 印	一 般 文 書用	各学校給食セン ター所長
プラザ所長印の項～少年センター所長印の項（略）					

○江南市教育委員会公印規則（案）

昭和51年4月15日

教育委員会規則第3号

改正 昭和52年4月25日教委規則第3号

昭和55年2月7日教委規則第2号

昭和57年3月27日教委規則第4号

昭和59年8月4日教委規則第7号

平成2年3月2日教委規則第3号

平成5年6月4日教委規則第4号

平成7年2月6日教委規則第2号

平成9年3月28日教委規則第2号

平成12年3月1日教委規則第1号

平成13年3月22日教委規則第2号

平成18年11月30日教委規則第4号

平成19年3月1日教委規則第3号

平成20年1月15日教委規則第3号

平成27年3月31日教委規則第6号

平成30年2月28日教委規則第4号

令和2年3月2日教委規則第3号

令和6年2月28日教委規則第3号

令和7年 月 日教委規則第 号

（趣旨）

第1条 この規則は、江南市教育委員会及び江南市教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関における公印に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公印の名称等）

第2条 公印は、朱印とし、名称、寸法、書体、形式及び用途並びに管守者（公印を管守する者をいう。以下同じ。）は、別表に定めるところによる。

（公印の材質）

第3条 公印の材質は、容易に磨滅し、又は腐食しない硬質のものを使用しなければ

ならない。

(公印の作成等)

第4条 管守者は、その管守する公印を作成し、改刻し、又は廃止しようとするときは、教育課長の合議を経て教育長の決裁を得なければならない。

2 管守者は、前項の規定により公印を作成し、改刻し、又は廃止したときは、遅滞なく公印作成、改刻、廃止届（様式第1）を教育課長に提出しなければならない。

(公印の登録)

第5条 教育課長は、前条第2項の規定により公印の作成又は改刻の届出があったときは、当該公印を公印登録簿（様式第2）に登録しなければならない。

2 教育課長は、前条第2項の規定により公印の廃止の届出があったときは、当該公印登録簿から消除しなければならない。

(公印の保管)

第6条 公印は、管守者又はその指定する職員が保管するものとする。

2 公印は、確実な保管設備のあるものに格納し、かつ、厳重に保管しなければならない。

(印影の印刷)

第7条 管守者は、一定の字句及び内容の公文書を多数印刷する場合において支障がないと認めるときは、公印の印影を当該公文書と同時に印刷し、公印の押印に代えることができる。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

2 江南市教育委員会公印規則（昭和29年教育委員会規則第5号）は、廃止する。

附 則（昭和52年4月25日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年2月1日から適用する。

附 則（昭和55年2月7日教委規則第2号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月27日教委規則第4号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年8月4日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 年 3 月 2 日教委規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 2 年 2 月 1 日から適用する。

附 則（平成 5 年 6 月 4 日教委規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の江南市教育委員会公印規則の規定は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 7 年 2 月 6 日教委規則第 2 号）

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 2 8 日教委規則第 2 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 3 月 1 日教委規則第 1 号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 3 年 3 月 2 2 日教委規則第 2 号）

この規則は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 8 年 1 1 月 3 0 日教委規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 1 8 年 1 1 月 1 3 日から適用する。

附 則（平成 1 9 年 3 月 1 日教委規則第 3 号）

この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 0 年 1 月 1 5 日教委規則第 3 号）

この規則は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 7 年 3 月 3 1 日教委規則第 6 号）
（施行期日）

1 この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 7 6 号）附則第 2 条第 1 項の場合においては、この規則による改正後の江南市教育委員会公印規則の規定は適用せず、この規則による改正前の江南市教育委員会公印規則の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成３０年２月２８日教委規則第４号）

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（令和２年３月２日教委規則第３号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

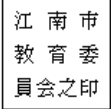
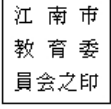
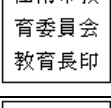
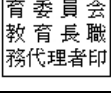
附 則（令和６年２月２８日教委規則第３号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和７年６月３日教委規則第 号）

この規則は、令和７年８月１日から施行する。

別表（第２条関係）

名称	寸法 (単位mm)	書体	形式ひな型	用途	管守者
教育委員会印	方２７	てん書		表彰、報 賞及び 辞令用	教育課長
教育委員会印	方２４	かい書		一般文 書用	教育課長
教育委員会印	方１８	かい書		許可書 用	学校給食課
教育委員会印	方１８	かい書		許可書 用	生涯学習課長
教育委員会印	方１８	かい書		許可書 用	スポーツ推進課 長
教育委員会印	方１８	かい書		許可書 用	子育て支援課長
教育長印	方２４	かい書		一般文 書用	教育課長
教育長職務代理者 印	方２４	かい書		一般文 書用	教育課長

教育部長印	方 2 0	かい書	江南市教育 委員会教育 部 長 之 印	一般文 書用	教育部長
課長印	方 1 8	かい書	長 ○ 江 之 ○ 南 印 課 市	一般文 書用	各課長
校印	方 4 5	かい書	学○江○愛 校○南○知 之○市○ 印○立○県	卒業証 書用	各学校長
	方 3 0	かい書	学○江○愛 校○南○知 之○市○ 印○立○県	賞状用	各学校長
	方 2 0	かい書	愛 知 県 江 南 市 立 ○ ○ ○ ○ 学 校 之 印	一般文 書用	各学校長
校長印	方 2 0	かい書	愛 知 県 江 南 市 立 ○ ○ ○ ○ 校 長 之 印	一般文 書用	各学校長
校長職務代理人印	方 2 0	かい書	愛 知 県 江 南 市 立 ○ ○ ○ ○ 校 長 職 務 代 理 者 印	一般文 書用	各教頭
学校給食センター 所長印	方 1 8	かい書	江南市立 学校給食 センター 所長之印	一般文 書用	学校給食センタ ー所長
プラザ所長印	方 1 8	かい書	江南市スポ ーツプラザ 所長之印	一般文 書用	プラザ所長
図書館印	方 1 8	てん書	江 南 市 立 図 書 館 之 印	一般文 書用	生涯学習課長
少年センター所長 印	方 1 8	かい書	江 南 市 少 年 セン ター 所 長 之 印	一般文 書用	少年センター所 長

様式第1(第4条関係)

公 印 作 成 届 改 刻 止 年 月 日 教育課長 管守者 次のとおり公印を作成、改刻、廃止しました。		
印影	公印の名称	
	印 材	
	管 守 者	
	作成 改刻年月日 廃止	年 月 日
	理 由	
	使 用 開 始 年 月 日	年 月 日

様式第2(第5条関係)

公 印 登 録 簿		台帳 番号	第 号
印影			
名 称			
形 式			
寸 法			
書 体			
印 材			
管 守 者			
使用開始 年 月 日	年 月 日		
備 考			

令和7年議案第27号

江南市立学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部改正について

江南市立学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年6月3日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市立学校給食センターの管理及び運営について、新学校給食センターの供用開始に向け、所要の整備を図る必要があるからであります

江南市立学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則
(案)

江南市立学校給食センターの管理及び運営に関する規則（昭和55年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、学校栄養職員、調理員」を削る。

第4条第2項中「、学校栄養職員、調理員」を削る。

第8条中「学校給食課長を経て」を削る。

第9条第1項中「給食センター運営委員会」を「江南市立学校給食センター運営委員会」に改める。

附 則

この規則は、令和7年9月1日から施行する。

(参 考)

江南市立学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

(案) の新旧対照表

新	旧
(職員) 第3条 給食センターに、事務職員、栄養教諭その他の職員を置く。	(職員) 第3条 給食センターに、事務職員、栄養教諭、 <u>学校栄養職員、調理員</u> その他の職員を置く。
(職務) 第4条 (略) 2 事務職員、栄養教諭その他の職員は、上司の命を受け、それぞれ所定の業務に従事する。	(職務) 第4条 (略) 2 事務職員、栄養教諭、 <u>学校栄養職員、調理員</u> その他の職員は、上司の命を受け、それぞれ所定の業務に従事する。
3 (略) (事故等の報告) 第8条 所長は、災害その他の事故が発生したときは、速やかに教育長に報告しなければならない。	3 (略) (事故等の報告) 第8条 所長は、災害その他の事故が発生したときは、速やかに <u>学校給食課長を経て</u> 教育長に報告しなければならない。
(運営委員会) 第9条 給食センターの運営に関する事項を審議するため、 <u>江南市立学校給食センター運営委員会</u> を置く。	(運営委員会) 第9条 給食センターの運営に関する事項を審議するため、 <u>給食センター運営委員会</u> を置く。
2 (略)	2 (略)

○江南市立学校給食センターの管理及び運営に関する規則（案）

昭和55年3月27日

教育委員会規則第5号

改正 平成20年1月15日教委規則第4号

平成20年5月30日教委規則第10号

令和2年3月16日教委規則第5号

令和3年3月16日教委規則第2号

令和6年11月22日教委規則第50号

令和7年 月 日教委規則第 号

（趣旨）

第1条 この規則は、江南市立学校給食センター設置条例（昭和47年条例第2号）

第6条の規定に基づき、江南市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）

の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第2条 給食センターは、次の業務を行う。

（1）給食センターの維持管理に関すること。

（2）給食センターの衛生管理に関すること。

（3）給食用物資の管理に関すること。

（4）給食献立作成に関すること。

（5）給食の調理に関すること。

（6）その他給食センターに関すること。

（職員）

第3条 給食センターに、事務職員、栄養教諭、その他の職員を置く。

（職務）

第4条 所長は、上司の命を受け、給食センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 事務職員、栄養教諭、その他の職員は、上司の命を受け、それぞれ所定の業務に従事する。

3 職員は、給食センターの業務の効率的な実施に努め、特に上司の命を受けたとき

は、他の業務を補助しなければならない。

(給食費の額)

第5条 給食費の額は、教育委員会が別に定める。

(給食費の免除)

第6条 江南市が行う就学援助費の支給対象者は、給食費を免除することとする。

(調理室への立入禁止)

第7条 給食センターの職員を除き、何人も所長の許可なくして調理室に立ち入ってはならない。

(事故等の報告)

第8条 所長は、災害その他の事故が発生したときは、速やかに教育長に報告しなければならない。

(運営委員会)

第9条 給食センターの運営に関する事項を審議するため、江南市立学校給食センター運営委員会を置く。

2 運営委員会に関する規則は、別に定める。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

2 江南市立学校給食センターの管理運営に関する規則（昭和47年教育委員会規則第1号）は、廃止する。

附 則（平成20年1月15日教委規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月30日教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月16日教委規則第5号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月16日教委規則第2号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和６年１１月２２日教委規則第５０号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

附 則（令和７年６月３日教委規則第 号）

この規則は、令和７年９月１日から施行する。

令和7年議案第28号

江南市立学校給食センター運営委員会規則の一部改正について

江南市立学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年6月3日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市立学校給食センター運営委員会の委員構成について、新学校給食センターの供用開始に向け、改める必要があるからであります。

江南市立学校給食センター運営委員会規則の一部を改正する規則（案）

江南市立学校給食センター運営委員会規則（昭和４７年教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第４号中「又は学校栄養職員代表」を削る。

附 則

この規則は、令和７年９月１日から施行する。

(参 考)

江南市立学校給食センター運営委員会規則（案）の新旧対照表

新	旧
（委員の構成） 第2条 委員会は、20名以内の委員をもって構成し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。 （1）～（3） （略） （4） 栄養教諭 （5） （略） 2 （略）	（委員の構成） 第2条 同左 （1）～（3） （略） （4） 栄養教諭又は学校栄養職員代表 （5） （略） 2 （略）

○江南市立学校給食センター運営委員会規則（案）

昭和47年4月1日

教育委員会規則第2号

改正 昭和49年4月1日教委規則第3号

昭和52年4月25日教委規則第2号

昭和55年1月10日教委規則第1号

昭和55年3月27日教委規則第6号

平成18年5月2日教委規則第3号

平成20年1月15日教委規則第5号

平成20年5月30日教委規則第9号

平成26年4月4日教委規則第2号

令和2年3月16日教委規則第4号

令和7年 月 日教委規則第 号

（趣旨）

第1条 この規則は、江南市立学校給食センターの管理及び運営に関する規則（昭和55年教育委員会規則第5号）第8条第2項の規定に基づき、江南市立学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員の構成）

第2条 委員会は、20名以内の委員をもって構成し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- （1）市議会議員代表
- （2）小中学校長代表
- （3）小中学校PTA代表
- （4）栄養教諭
- （5）学識経験者

2 教育委員会は、委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱又は任命することができる。

（任期）

第3条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の新たな委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の欠格条件)

第4条 第2条に掲げるものであっても給食物資に類するものの製造又は販売を業とするものは委員とすることができない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長、副委員長は委員の互選とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長の職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要と認めたとき招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がないときは開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、説明等のため必要と認めるものを会議に出席させることができる。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、学校給食課において行う。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年4月1日教委規則第3号)

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年4月25日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５５年１月１０日教委規則第１号）

この規則は、昭和５５年４月１日から施行する。ただし、第５条の改正規定は、同年６月１日から施行する。

附 則（昭和５５年３月２７日教委規則第６号）

この規則は、昭和５５年４月１日から施行する。

附 則（平成１８年５月２日教委規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２０年１月１５日教委規則第５号）

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年５月３０日教委規則第９号）

この規則は、公布の日から施行し、平成２０年４月１日から適用する。

附 則（平成２６年４月４日教委規則第２号）

この規則は、公布の日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

附 則（令和２年３月１６日教委規則第４号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和７年６月３日教委規則第 号）

この規則は、令和７年９月１日から施行する。

令和 7 年議案第 29 号

給食用物資購入選定委員会規程の一部改正について

給食用物資購入選定委員会規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 6 月 3 日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、給食用物資購入選定委員会の委員構成について、新学校給食センターの供用開始に向け、改める必要があるからであります。

江南市教育委員会訓令第 号

本 庁

地方機関

給食用物資購入選定委員会規程(昭和47年教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

令和7年 月 日

江南市教育委員会教育長 高田 和明

第2条第1項第5号中「又は学校栄養職員代表」を削り、同項第6号を削る。

附 則

この訓令は、令和7年9月1日から施行する。

(参考)

給食用物資購入選定委員会規程（案）の新旧対照表

新	旧
(構成)	(構成)
第2条 (略)	第2条 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)
(3) (略)	(3) (略)
(4) (略)	(4) (略)
(5) 栄養教諭	(5) 栄養教諭又は学校栄養職員代表
	(6) <u>給食業務主任代表</u>
2 (略)	2 (略)

○給食用物資購入選定委員会規程（案）

昭和47年4月1日

教育委員会訓令第2号

改正 昭和49年4月1日教委訓令第2号

昭和49年11月15日教委訓令第5号

昭和52年4月25日教委訓令第2号

昭和55年1月10日教委訓令第2号

平成2年3月2日教委訓令第1号

平成12年4月11日教委訓令第2号

平成20年5月30日教委訓令第4号

平成26年7月3日教委訓令第3号

平成30年5月7日教委訓令第2号

令和元年5月31日教委訓令第1号

令和3年3月16日教委訓令第1号

令和7年 月 日教委訓令第 号

（趣旨）

第1条 この訓令は、江南市立学校給食センターの管理及び運営に関する規則（昭和55年教育委員会規則第5号）第9条の規定に基づき、給食用物資購入選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（構成）

第2条 委員会は、10名以内の委員をもって構成し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。なお、委員長には運営委員会委員長を充てる。

（1）運営委員会委員長

（2）小中学校長代表

（3）小中学校PTA代表

（4）小中学校給食主任等代表

（5）栄養教諭

2 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の新たな委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集等)

第3条 委員会は、委員長が招集し、かつ、司会する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(選定方法)

第4条 物資の選定及び購入先の決定方法は、あらかじめ指定された物資の規格に応じ、指定業者より提出された物資の見本と価格に基づき品質の良否、大小、価格の高低等によって行う。ほぼ同等の場合は、業者の信用度、実績等により決定する。ただし、委員会が物資の見本を提出する必要がないと認めるときは、この限りでない。

附 則

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年4月1日教委訓令第2号)

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年11月15日教委訓令第5号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和49年11月1日から適用する。

附 則 (昭和52年4月25日教委訓令第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年1月10日教委訓令第2号)

この訓令は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月2日教委訓令第1号)

この訓令は、平成2年6月1日から施行する。

附 則 (平成12年4月11日教委訓令第2号)

この訓令は、平成12年6月1日から施行する。

附 則 (平成20年5月30日教委訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年7月3日教委訓令第3号)

この訓令は、平成26年7月3日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成３０年５月７日教委訓令第２号）

この訓令は、平成３０年５月８日から施行する。

附 則（令和元年５月３１日教委訓令第１号）

この訓令は、令和元年６月１日から施行する。

附 則（令和３年３月１６日教委訓令第１号）

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和７年６月３日教委訓令第 号）

この訓令は、令和７年９月１日から施行する。

令和 7 年議案第 3 0 号

献立作成委員会規程の一部改正について

献立作成委員会規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 6 月 3 日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、献立作成委員会の委員構成について、新学校給食センターの供用開始に向け、改める必要があるからであります。

江南市教育委員会訓令第 号

本 庁
地方機関

献立作成委員会規程（昭和47年教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和7年 月 日

江南市教育委員会教育長 高田 和明

第2条第1項第4号中「、学校栄養職員及び給食業務主任」を削り、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

（5）学校給食総括責任者

第2条第2項中「1年」を「任命又は委嘱の日からその日の属する年度の3月31日まで」に改める。

第3条第1項中「南部学校給食センター所長」を「学校給食センター所長」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年9月1日から施行する。

(参考)

献立作成委員会規程（案）の新旧対照表

新	旧
(構成)	(構成)
第2条 (略)	第2条 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)
(3) (略)	(3) (略)
(4) 栄養教諭	(4) 栄養教諭、 <u>学校栄養職員及び給食業務主任</u>
(5) <u>学校給食総括責任者</u>	(5) <u>前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者</u>
(6) <u>前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者</u>	
2 委員の任期は、 <u>任命又は委嘱の日から、その日の属する年度の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の新たな委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u>	2 委員の任期は、 <u>1年</u> とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の新たな委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会議等)	(会議等)
第3条 委員会の招集及び司会は、 <u>学校給食センター所長</u> が行う。	第3条 委員会の招集及び司会は、 <u>南部学校給食センター所長</u> が行う。
2 (略)	2 (略)

○献立作成委員会規程（案）

昭和47年4月1日

教育委員会訓令第3号

改正 昭和49年11月15日教委訓令第6号

昭和55年1月10日教委訓令第3号

昭和55年3月27日教委訓令第6号

昭和57年4月14日教委訓令第1号

平成20年1月15日教委訓令第1号

平成20年5月30日教委訓令第5号

平成30年5月7日教委訓令第3号

令和3年3月16日教委訓令第2号

令和7年 月 日教委訓令第 号

（趣旨）

第1条 この訓令は、江南市立学校給食センターの管理及び運営に関する規則（昭和55年教育委員会規則第5号）第9条の規定に基づき、献立作成委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（構成）

第2条 委員会は、30名以内の委員をもって構成し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（1）小中学校給食主任等

（2）教育課長

（3）学校給食センター所長

（4）栄養教諭

（5）学校給食総括責任者

（6）前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、任命又は委嘱の日から、その日の属する年度の3月31日までとする。とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の新たな委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議等）

第3条 委員会の招集及び司会は、学校給食センター所長が行う。

2 委員会は、栄養のバランスに富む献立その他給食上の諸問題について協議する。

附 則

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年11月15日教委訓令第6号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和49年11月1日から適用する。

附 則（昭和55年1月10日教委訓令第3号）

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月27日教委訓令第6号）

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月14日教委訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（平成20年1月15日教委訓令第1号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月30日教委訓令第5号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成30年5月7日教委訓令第3号）

この訓令は、平成30年5月8日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月16日教委訓令第2号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月3日教委訓令第 号）

この訓令は、令和7年9月1日から施行する。

令和 7 年議案第 3 1 号

学校給食用物資納入業者指定に関する規程の一部改正について

学校給食用物資納入業者指定に関する規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 6 月 3 日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、学校給食用物資納入業者指定に関する規程について、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市教育委員会訓令第 号

本 庁

地方機関

学校給食用物資納入業者指定に関する規程（昭和47年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年 月 日

江南市教育委員会教育長 高田 和明

第4条中「給食センター運営委員会」を「江南市立学校給食センター運営委員会」に改める。

様式第2中「学校給食課」を「江南市立学校給食センター」に改める。

様式第3中「受領印」を「受領サイン」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年9月1日から施行する。

(参考)

学校給食用物資納入業者指定に関する規程（案）の新旧対照表

新	旧
(指定の方法)	(指定の方法)
第4条 業者の指定は、次により <u>江南市立学校給食センター運営委員会</u> が選定し、教育委員会が決定する。	第4条 業者の指定は、次により <u>給食センター運営委員会</u> が選定し、教育委員会が決定する。
(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)
(3) (略)	(3) (略)
(4) (略)	(4) (略)
(5) (略)	(5) (略)

新

様式第 2（第 5 条関係）

年

月 日

様

江南市教育委員会

教育長

学校給食用物資納入業者指定通知書

あなたは慎重審議の結果江南市立学校給食センターの給食用物資納入業者として適格であると認めたので下記のとおり指定します。

記

指定期間 自 年 4 月 1 日

至 年 3 月 3 1 日

④ 誓約書(様式第3)を至急江南市立学校給食センターへ提出してください。

様式第 2（第 5 条関係）

年

月 日

様

江南市教育委員会

教育長

学校給食用物資納入業者指定通知書

あなたは慎重審議の結果江南市立学校給食センターの給食用物資納入業者として適格であると認めたので下記のとおり指定します。

記

指定期間 自 年 4 月 1 日

至 年 3 月 3 1 日

④ 誓約書(様式第3)を至急学校給食課へ提出してください。

様式第 3(第 7 条関係)

年 月 日

江南市教育委員会

住 所

商 号

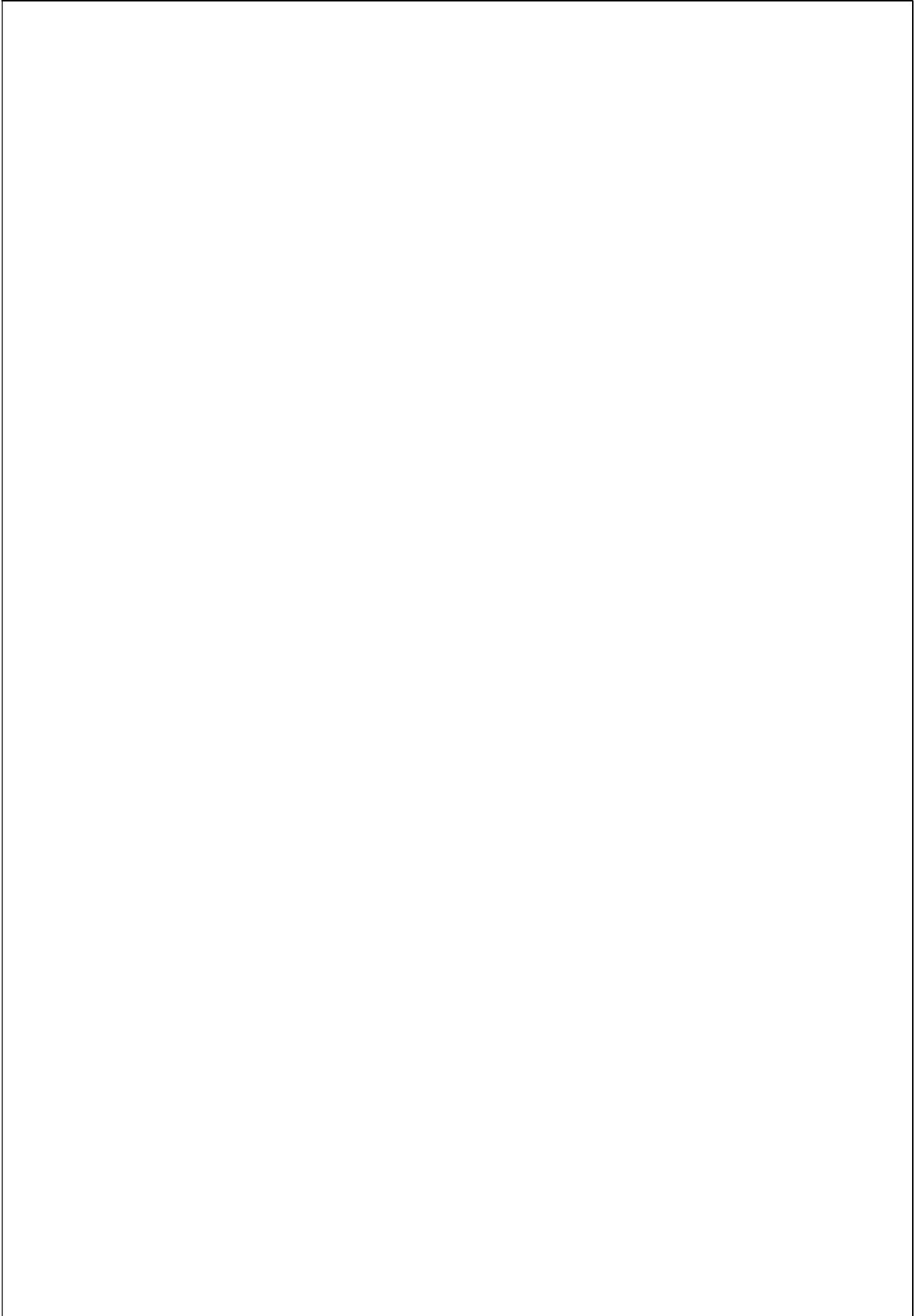
代表者

印

誓 約 書

私は 年度江南市立学校給食用物資を納入する業者としてご指定いただきましたので、次の事項を誓約いたします。

- 1 納入物資については、店舗、倉庫等の環境衛生及び物資の取扱いに細心の注意を払い、不適格品や不良品のないよう万全を期すること。
- 2 納入物資が品質不良及び異物混入等の不適格品や不良品のある場合は、直ちに返品、取替等の処置をとること。
- 3 納入物資の量目に不足のないよう注意すると共に納入日時を厳守すること。
- 4 物資を納入する際は、必ず受領書に担当者の受領サインを受けること。なお、納入の際調理室に立ち入らぬこと。
- 5 給食物資を納入しようとするときは、その物資に関与する従業員の検便証明書(物資納入月 1 月前以内のもの)を呈示すること。
- 6 納入物資が児童生徒の、り病原因と立証されたときは、その損害に対して十分な責任を負うこと。
- 7 指定により生ずる権利、義務について第三者に譲渡又は承継しないこと。
- 8 この誓約不履行、その他江南市教育委員会に不利益をもたらす行為があったと認められたときは指定を取り消されても異存なきこと。なお、指定取消しによって生ずる一切の損害について江南市教育委員会に請求しないこと。
- 9 暴力団排除措置対象者であり、又は法人等であって、その役員若しくは従業者のうちに暴力団排除措置対象者に該当する者がいたことによる契約解除に伴い生ずる一切の損害について江南市教育委員会に請求しないこと。
- 10 その他江南市教育委員会の指示に従うこと。



様式第 3(第 7 条関係)

年 月 日

江南市教育委員会

住 所

商 号

代表者



誓 約 書

私は 年度江南市立学校給食用物資を納入する業者としてご指定いただきましたので、次の事項を誓約いたします。

- 1 納入物資については、店舗、倉庫等の環境衛生及び物資の取扱いに細心の注意を払い、不適格品や不良品のないよう万全を期すること。
- 2 納入物資が品質不良及び異物混入等の不適格品や不良品のある場合は、直ちに返品、取替等の処置をとること。
- 3 納入物資の量目に不足のないよう注意すると共に納入日時を厳守すること。
- 4 物資を納入する際は、必ず受領書に担当者の受領印を受けること。なお、納入の際調理室に立ち入らぬこと。
- 5 給食用物資を納入しようとするときは、その物資に関与する従業員の検便証明書(物資納入月 1 月前以内のもの)を呈示すること。
- 6 納入物資が児童生徒の、り病原因と立証されたときは、その損害に対して十分な責任を負うこと。
- 7 指定により生ずる権利、義務について第三者に譲渡又は承継しないこと。
- 8 この誓約不履行、その他江南市教育委員会に不利益をもたらす行為があったと認められたときは指定を取り消されても異存なきこと。なお、指定取消しによって生ずる一切の損害について江南市教育委員会に請求しないこと。
- 9 暴力団排除措置対象者であり、又は法人等であって、その役員若しくは従業者のうちに暴力団排除措置対象者に該当する者がいたことによる契約解除に伴い生ずる一切の損害について江南市教育委員会に請求しないこと。
- 10 その他江南市教育委員会の指示に従うこと。

○学校給食用物資納入業者指定に関する規程（案）

昭和47年4月1日

教育委員会訓令第1号

改正 昭和49年4月1日教委訓令第3号

昭和55年1月10日教委訓令第4号

昭和55年3月27日教委訓令第5号

昭和55年10月9日教委訓令第8号

昭和56年11月6日教委訓令第1号

平成元年11月30日教委訓令第1号

平成20年1月15日教委訓令第2号

平成26年2月21日教委訓令第1号

令和2年3月2日教委訓令第1号

令和7年 月 日教委訓令第 号

（趣旨）

第1条 この規程は、学校給食用物資購入の適正を図るための必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請）

第2条 指定を希望する業者は、学校給食用物資納入業者指定申請書（様式第1）を教育長に提出しなければならない。ただし、当該業者が暴力団排除措置対象者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）であるとき、又は当該業者が法人等であって、その役員若しくは従業員のうちに暴力団排除措置対象者に該当する者がいるときは、申請することができない。

2 前項の申請の期間は、偶数年度（以下「基準年度」という。）の前年の12月1日から同月25日までとする。

3 教育長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、奇数年度の前年の12月1日から同月25日までの間において追加受付をすることができる。

（指定の時期及び期間）

第3条 納入業者の指定は、基準年度前に行い指定の有効期間は、基準年度及び翌年度の2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第3項に規定する追加受付の場合の指定は、申請のあった当該翌年度に行い、有効期間は翌年度限りとする。

(指定の方法)

第4条 業者の指定は、次により江南市立学校給食センター運営委員会が選定し、教育委員会が決定する。

(1) 申請書による審査

(2) 納入物資の適否

(3) 保健所の衛生調査の良否

(4) 現地調査の結果

(5) その他

(指定の通知)

第5条 前条の規定により納入業者として適当と認めたときは、物資納入業者指定通知書(様式第2。以下「指定通知書」という。)を交付する。

(指定の効果)

第6条 納入業者の指定は、第三者にその効力を及ぼさない。ただし、教育長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(誓約書の提出)

第7条 第5条の指定通知書の交付を受けた業者は、速やかに誓約書(様式第3)を提出しなければならない。

(供給契約)

第8条 納入業者に指定され給食物資を納入することとなった業者は、市長を甲とし、本人を乙として供給に関する単価契約書(様式第4)により契約を締結するものとする。契約期間は1月間とする。ただし、調味料等第2次加工品については、12月を超えない範囲の契約期間とすることができる。

(指定及び契約の取消し)

第9条 納入業者が、第7条により誓約したこと、及び前条の契約事項に違反したときは、期間中であっても指定を取り消し、又は、契約を解消することができる。

附 則

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年4月1日教委訓令第3号）

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年1月10日教委訓令第4号）

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月27日教委訓令第5号）

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年10月9日教委訓令第8号）

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年11月6日教委訓令第1号）

この訓令は、昭和56年12月1日から施行する。

附 則（平成元年11月30日教委訓令第1号）

この訓令は、平成元年12月1日から施行する。

附 則（平成20年1月15日教委訓令第2号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月21日教委訓令第1号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月2日教委訓令第1号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月3日教委訓令第 号）

この訓令は、令和7年9月1日から施行する。

様式第 1 （第 2 条関係）

学校給食用物資納入業者指定申請書

年 月 日

江南市教育委員会

教育長

住所

会社名

代表者名 ⑩

私儀

江南市立学校給食用物資納入業者として、ご指定賜りますよう別紙のとおり、必要書類を相
添え申請いたします。

記

- 1 会社又は商店名
- 1 所在地
- 1 代表者
- 1 営業形態 ア 株式会社 イ 個人 ウ その他
- 1 資本金
- 1 主な取扱商品
- 1 年間の取扱高 (過去 3 年の平均)
- 1 主な仕入先
- 1 主な供給先
- 1 従業員数 男 人 女 人 計 人
- 1 関係保健所名

付

- 1 なお、下記書類を添付すること
 - ア 食品衛生監視票
 - イ 保健所許可証写し
 - ウ 国、県、市税の前年度の納税証明

様式第2（第5条関係）

年 月 日

様

江南市教育委員会

教育長

学校給食用物資納入業者指定通知書

あなたは慎重審議の結果江南市立学校給食センターの給食用物資納入業者として適格であると認めたので下記のとおり指定します。

記

指定期間	自	年4月1日
	至	年3月31日

④ 誓約書（様式第3）を至急江南市立学校給食センターへ提出してください。

様式第3（第7条関係）

年 月 日

江南市教育委員会

住 所

商 号

代表者

印

誓 約 書

私は 年度江南市立学校給食用物資を納入する業者としてご指定いただきましたので、次の事項を誓約いたします。

- 1 納入物資については、店舗、倉庫等の環境衛生及び物資の取扱いに細心の注意を払い、不適格品や不良品のないよう万全を期すること。
- 2 納入物資が品質不良及び異物混入等の不適格品や不良品のある場合は、直ちに返品、取替等の処置をとること。
- 3 納入物資の量目に不足のないよう注意すると共に納入日時を厳守すること。
- 4 物資を納入する際は、必ず受領書に担当者の受領サインを受けること。なお、納入の際調理室に立ち入らぬこと。
- 5 給食物資を納入しようとするときは、その物資に関与する従業員の検便証明書（物資納入月1月前以内のもの）を呈示すること。
- 6 納入物資が児童生徒の、り病原因と立証されたときは、その損害に対して十分な責任を負うこと。
- 7 指定により生ずる権利、義務について第三者に譲渡又は承継しないこと。
- 8 この誓約不履行、その他江南市教育委員会に不利益をもたらす行為があったと認められたときは指定を取り消されても異存なきこと。なお、指定取消しによって生ずる一切の損害について江南市教育委員会に請求しないこと。
- 9 暴力団排除措置対象者であり、又は法人等であって、その役員若しくは従業者のうちに暴力団排除措置対象者に該当する者がいたことによる契約解除に伴い生ずる一切の損害について江南市教育委員会に請求しないこと。
- 10 その他江南市教育委員会の指示に従うこと。

様式第4 (第8条関係)

供給に関する単価契約書

年 月 日

甲 江南市長

印

乙 供給業者住所

氏名 (屋号)

印

甲と乙の間において、下記のとおり給食物資の供給に関する契約を締結する。この契約を証するため契約書を2通作成し、それぞれ1通を所持する。

記

- ## 1 品名、規格、品質及び単価

- 2 契約期間 自 年 月 日
至 年 月 日

- ### 3 供給量及び納入場所

発注の都度指定

令和7年議案第32号

江南市立学校給食センター見学及び学校給食の試食に関する要綱の制定について

江南市立学校給食センター見学及び学校給食の試食に関する要綱を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年6月3日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、令和7年11月から江南市に在住する小中学校の児童生徒及び教職員等に対し江南市立学校給食センターの見学及び学校給食の試食を開始することに伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

(案)

○江南市立学校給食センター見学及び学校給食の試食に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、江南市内の児童生徒、教職員等の学校給食に対する理解を深めてもらうとともに、未来を担う児童生徒の心身の健全な発達に役立てるため、江南市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）の見学及び学校給食の試食（以下「試食」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 見学及び試食を行うことができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 江南市に在住する小中学校の児童生徒及び教職員
- (2) 前号に同伴する児童生徒の保護者等
- (3) その他教育委員会が認める者

(実施方法)

第3条 見学及び試食を行うことができる期間は、当該年度の5月から2月までの期間内における給食センターの稼働日時で、給食センター所長（以下「所長」という。）が認めた日時とする。

- 2 見学及び試食を行うことができる人数は、10人以上50人以内とする。
- 3 見学及び試食の行程は、別表に掲げるものとする。ただし、所長が認めるときは、この限りでない。
- 4 試食において、アレルギー対応食の提供は行わないものとする。

(申請等)

第4条 見学及び試食をしようとする者（以下「申請者」という。）は、事前に給食センターに希望日を電話連絡し、実施日の14日前（14日前が江南市の休日を定める条例(平成元年江南市条例第32号)第1条第1項に規定する市の休日にあたる場合は市の休日を除いた前日。）までに江南市立学校給食センター見学等承認申請書（様式第1号）を所長に提出するものとする。

- 2 所長は、前項に規定する申請があった場合は、速やかにその内容を審査のうえ、

承認の可否を決定し、江南市立学校給食センター見学等承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 3 前項に規定する承認の通知を受けた申請者が承認を受けた事項を変更又は中止しようとする場合は、実施日の7日前（7日前が江南市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日にあたる場合は市の休日を除いた前日。）までに江南市立学校給食センター見学等内容変更・中止届出書（様式第3号）を所長に提出するものとする。

（変更又は中止）

第5条 所長は次に掲げる場合は、見学又は試食の変更又は中止をすることができる。

- （1）災害、事故又は警報発令等により学校給食を中止する場合
- （2）その他給食センターの業務に支障を及ぼすおそれがある場合
（費用負担等）

第6条 第2条第2号及び第3号に該当する者で、試食を希望する者は、小学校給食または中学校給食を選択するものとする。

- 2 前項に規定する試食に係る必要な費用（以下「試食費用」という。）は、試食をしようとする日の7日前までに納付通知書に記載の金融機関に納付するものとし、小学校給食を選択した場合は、小学校における一食当たり給食費と同一とし、中学校給食を選択した場合は、中学校における一食当たりの給食費と同一とする。なお、申請者は、実施日に納付通知書兼領収書を持参することとする。

（試食費用の還付）

第7条 申請者が納付した試食費用は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、歳入徴収職員は、収支命令者による江南市立学校給食センター試食費用過誤納金還付決議書（様式第4号）の決定を経て、速やかに申請者へ江南市立学校給食センター試食費用過誤納金還付通知書（様式第5号）を通知し、申請者から江南市立学校給食センター試食費用過誤納金還付請求書（様式第6号）が提出された場合、その一部又は全部を還付することができる。

- （1）第5条の規定により所長が見学又は試食の変更又は中止をしたとき。
- （2）申請者が利用の日の7日前までに所長の承認を受けて試食を変更・中止したと

き。

(3) 申請者の原因によらない理由により、見学等が不能となり中止しなければならなくなったとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和8年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、「当該年度の5月から2月までの期間内」とあるのは、「当該年度の11月から2月までの期間内」とする。

別表（第3条関係）

Aコース（見学のみ）

タイムライン(午前)	内容
9:30	集合（給食センター玄関前）
9:40	見学、釜混ぜ体験
10:40	センター概要等説明、DVD上映
11:00	質疑応答・アンケート
11:15	解散

Bコース（午前の見学と試食）

タイムライン(午前)	内容
10:30	集合（給食センター玄関前）
10:40	見学、釜混ぜ体験
11:10	センター概要等説明、DVD上映
11:30	質疑応答
11:40	配膳
11:50	試食
12:10	片付け・アンケート
12:20	解散

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

江南市立学校給食センター見学等承認申請書

江南市立学校給食センター所長様

【申請者】

団体名

代表者氏名

住所

連絡先 TEL

江南市立学校給食センター見学等について、次のとおり申込みます。

記

実施希望日時と コース	年 月 日	☐ Aコース（見学のみ） ☐ Bコース（午前の見学と試食）
参加人数	・ 見学者数 ： 教職員 名 小学生 名 中学生 名 幼児 名 大人（保護者等） 名 合計 名	
	・ 試食者数 ： 教職員 名 小学生 名 中学生 名 大人（保護者等） 名 合計 名	
	※幼児は注文できません。	
(試食する場合) 献 立の選択	希望する番号に○を付けてください。	
	1 小学校給食 2 中学校給食	

【備考】

- ・ 営利目的又は観光目的での見学については、本来の趣旨と異なることからお断りします。
- ・ 災害、事故又は警報発令等により学校給食が中止又は変更される場合があります。
- ・ 給食センターの業務に支障を及ぼすおそれがある場合は中止又は変更される場合があります。

Aコース（見学のみ）

タイムライン(午前)	内容
9:30	集合（給食センター玄関前）
9:40	見学、釜混ぜ体験
10:40	センター概要等説明、DVD上映
11:00	質疑応答・アンケート
11:15	解散

Bコース（午前の見学と試食）

タイムライン(午前)	内容
10:30	集合（給食センター玄関前）
10:40	見学、釜混ぜ体験
11:10	センター概要等説明、DVD上映
11:30	質疑応答
11:40	配膳
11:50	試食
12:10	片付け・アンケート
12:20	解散

年 月 日

江南市立学校給食センター見学等承認（不承認）決定通知書

【申請者】

様

江南市立学校給食センター 所長
(公印省略)

江南市立学校給食センター見学等について下記のとおり決定しましたので通知します。

記

区 分	内 容
☐ 承認します 1 Aコース (見学のみ) 2 Bコース (午前の見学と試食)	日 時： 年 月 日 見学者数：教職員 名 小学生 名 中学生 名 幼児 名 大人（保護者等） 名 合計 名 試食者数： 小学校給食 円× 名＝ 円 中学校給食 円× 名＝ 円 ※第 2 条第 1 号に該当する者（私学等は除く）は、所属校での徴収になります。 ※試食費用については、発行された納付書にて上記日時の 7 日前までに お支払いください。また、試食の当日は、支払後の納付通知書兼領収書をお持ちください。
☐ 承認しません	理由：

【見学及び試食に関する注意事項】

- 1 駐車スペースが限られていますので、参加者乗り合わせのうえ、お越しください。
- 2 小中学校の児童生徒及び教職員は上履きと上履きを入れる袋をお持ちください。
- 3 見学できる場所は、衛生管理上2階の見学通路及び研修室のみとなり、調理場内に入ることはできません。
- 4 当日、体調の悪い方（ウイルス性疾患に感染の疑いのある方）は参加をご遠慮ください。
- 5 災害、事故又は警報発令等により学校給食が中止となった場合は、見学等は中止となります。
- 6 給食センターの業務に支障を及ぼすおそれがある場合は中止又は変更される場合があります。
- 7 試食がある場合、配膳は各自で行っていただくため、エプロン、三角巾及びマスクをご準備ください。
- 8 施設内への食べ物の持ち込み（お茶等の飲み物は可能）及び試食の持ち帰りはできません。
- 9 参加人数を変更される場合、遅滞なく江南市立学校給食センターへご連絡のうえ、実施日の7日前までに江南市立学校給食センター見学等内容変更・中止届出書をご提出ください。
- 10 敷地内は禁煙です。
- 11 見学後、アンケートへのご協力をお願いする場合があります。
- 12 見学等にご不明なことがあれば、お気軽に江南市立学校給食センターへお問合わせください。

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

江南市立学校給食センター見学等内容変更・中止届出書

江南市立学校給食センター所長様

【申請者】

団体名

代表者氏名

住所

連絡先 TEL

江南市立学校給食センター見学等について、下記のとおり変更したいので届出します。
記

変更内容	変更 ・ 中止 （ 月 日実施分） ※どちらかに○
------	---------------------------

※変更の場合は、下記の記入をお願いします。

実施希望日時と コース	年 月 日	☐ Aコース（見学のみ） ☐ Bコース（午前の見学と試食）
参加人数	・ 見学者数 : 教職員 名 小学生 名 中学生 名 幼児 名 大人（保護者等） 名 合計 名	
	・ 試食者数 : 教職員 名 小学生 名 中学生 名 大人（保護者等） 名 合計 名	
	※幼児は試食できません	
(試食する場合) 献 立の選択	希望する番号に○を付けてください。	
	1 小学校給食 2 中学校給食	

【備考】

- ・ 営利目的又は観光目的での見学については、本来の趣旨と異なることからお断りします。
- ・ 災害、事故又は警報発令等により学校給食が中止又は変更される場合があります。
- ・ 給食センターの業務に支障を及ぼすおそれがある場合は中止又は変更される場合があります。

(決 裁 欄)	処 理	収 納 簿	命令年月日 ・ ・ No
---------	--------	-------	-----------------------

下記のとおり過誤納金として還付してよろしいか。

氏 名 _____

年度					会計				
科 目					収納済額	納 入 年月日	更生額	還付額	
款	項	目	節	区 分					
過誤納となった理由									

様式第5号（第7条関係）

江南市立学校給食センター試食費用過誤納金還付通知書

下記のとおり過誤納金として還付しますから、同封の請求書を至急お送りください。

年 月 日

江南市長 氏 名 印

住 所_____

氏 名 _____

年度					会計			
科目					納付済額	納入 年月日	更生額	還付額
款	項	目	節	区分				
過誤納となった理由								

様式第 6 号（第 7 条関係）

江南市立学校給食センター試食費用過誤納金還付請求書

年 月 日

江南市長様

【申請者】

団体名

代表者氏名

住所

連絡先 TEL

試食内容の変更により、試食費用に還付が生じたため、下記の口座へ入金してください。

指定 口座	ゆうちょ 銀行以外 の銀行	金融機関名		本支店名		口座名義（カタカナ）					
		金融機関コード	店舗コード	預金種別		口座番号					
				□普通 □当座							
	ゆうちょ 銀行	通帳番号		通帳記号				口座名義（カタカナ）			

※銀行名、支店名、口座番号等に誤りがないか、通帳等で確認してください。
ゆうちょ銀行の場合、記載した記号番号で誤りがないか確認してください。

令和7年議案第33号

江南市運動部活動の地域移行に関する検討委員会設置要綱の一部改正について

江南市運動部活動の地域移行に関する検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年6月3日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市における運動部活動の地域展開の推進に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市運動部活動の地域移行に関する検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱（案）

江南市運動部活動の地域移行に関する検討委員会設置要綱(令和5年4月1日施行)の一部を次のように改正する。

題名中「地域移行に関する検討委員会」を「地域展開に関する推進委員会」に改める。

第1条中「今後の地域連携」を「地域展開の推進」に、「地域移行」を「地域展開」に改める。

第2条第1号中「地域移行」を「地域展開の推進」に改める。

第4条中「1年」を「当該年度の末日まで」に改める。

第7条の見出しを「(実行部会)」に改め、同条第1項中「作業部会」を「実行部会」に改める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

(参 考)

江南市運動部活動の地域移行に関する検討委員会設置要綱の一部を改正
する要綱（案）の新旧対照表

新	旧
江南市運動部活動の<u>地域展開</u> に関する<u>推進委員会設置要綱</u> (設置) 第1条 江南市における運動部活動の<u>地域展開の推進</u>に関し必要な事項を協議するため、江南市運動部活動の<u>地域展開</u>に関する推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 (所掌事務) 第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査及び検討し、その結果を教育委員会へ報告する。 (1) 江南市の運動部活動の<u>地域展開の推進</u>に関する事項 (2) (略) (任期) 第4条 委員の任期は委嘱又は任命の日から<u>当該年度の末日まで</u>とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。 (<u>実行部会</u>)	江南市運動部活動の<u>地域移行</u> に関する<u>検討委員会設置要綱</u> (設置) 第1条 江南市における運動部活動の<u>今後の地域連携</u>に関し必要な事項を協議するため、江南市運動部活動の<u>地域移行</u>に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 (所掌事務) 第2条 同左 (1) 江南市の運動部活動の<u>地域移行</u>に関する事項 (2) (略) (任期) 第4条 委員の任期は委嘱又は任命の日から<u>1年</u>とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。 (<u>作業部会</u>)

第7条 委員会に、 <u>実行部会</u> （以下「部会」という。）を置く。 2～6 （略）	第7条 委員会に、 <u>作業部会</u> （以下「部会」という。）を置く。 2～6 （略）
---	---

令和 7 年議案第 3 4 号

江南市いじめ・不登校対策協議会委員の委嘱について

別紙の者を江南市いじめ・不登校対策協議会委員に委嘱したいから、江南市いじめ・不登校対策協議会設置要綱（平成 3 年 7 月 1 日施行）第 3 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の選任を求める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

江南市教育委員会
教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市いじめ・不登校対策協議会の委員の任期が、令和 7 年 6 月 3 0 日に満了するので、後任の者を委嘱する必要があるからであります。

(参 考)

江南市いじめ・不登校対策協議会設置要綱

(抜 粋)

(組織)

第3条 協議会は22人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) カウンセラー
- (3) 児童相談所関係者
- (4) 教育事務所関係者
- (5) 市教育委員会関係者
- (6) 小中学校関係者
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、1年とする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

令和 7 年議案第 3 5 号

江南市教育支援委員会委員の委嘱について

別紙の者を江南市教育支援委員会委員に委嘱したいから、江南市教育支援委員会設置要綱第 3 条第 2 項の規定に基づき、教育委員会の選任を求める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育支援委員会の委員の任期が令和 7 年 6 月 3 0 日に満了するので、後任の者を委嘱する必要があるからであります。

(参考)

江南市教育支援委員会設置要綱 (抜粋)

(組織)

第3条 委員会は、次の委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 医師又は学識経験者

(2) 特別支援学級を設置する小中学校職員及び通級指導担当者

(3) 特別支援教育諸学校の職員

(4) 児童福祉施設又は児童相談所職員

(5) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

令和7年議案第36号

江南市教育委員会点検評価員の委嘱について

別紙の者を江南市教育委員会点検評価員に委嘱したいから、江南市教育委員会点検評価実施要領（平成20年4月1日施行）第4条第2項の規定に基づき、教育委員会の同意を求める。

令和7年6月3日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を実施するため、点検評価員を委嘱する必要があるからであります。

江南市教育委員会点検評価実施要領（抜粋）

（点検評価員の設置）

第4条 教育委員会は、点検評価員2人を置く。

- 2 点検評価員は、教育に関する有識者で、教育行政について客観的に意見を述べる
ことができる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 点検評価員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 点検評価員に欠員が生じた場合における補欠者の任期は、前任者の在任期間とす
る。
- 5 点検評価員には、予算の範囲内において謝礼を支払うことができる

令和 7 年議案第 3 7 号

江南市運動部活動の地域展開に関する推進委員会委員の委嘱等について

別紙の者を江南市運動部活動の地域展開に関する推進委員会委員に委嘱又は任命したいから、江南市運動部活動の地域展開に関する推進委員会設置要綱第 3 条及び第 4 条の規定に基づき、江南市教育委員会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市における運動部活動の今後の地域展開の推進に関し必要な事項を協議するため協議会を設置し、委員の委嘱等をする必要があるからであります。

(参考)

江南市運動部活動の地域展開に関する推進委員会設置要綱（抜粋）

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) スポーツ団体関係者
- (2) P T A等保護者関係者
- (3) 教育・行政機関関係者
- (4) 学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱又は任命の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

令和 7 年議案第 3 8 号

江南市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱について

別紙の者を江南市放課後子ども総合プラン運営委員会委員に委嘱したいから、江南市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱（平成 1 9 年 4 月 1 日施行）第 3 条第 2 項の規定に基づき、教育委員会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

江南市教育委員会

教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の任期が令和 7 年 6 月 5 日に満了するので、後任の者を委嘱する必要があるからであります。

(参 考)

江南市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱（抜粋）

（組織）

第3条 運営委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は優れた識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 運営委員会は、第2条に規定する所掌事務の調査研究等を行わせるため、江南市放課後子ども総合プラン研究会（以下「研究会」という。）を置く。

（会長及び副会長）

第4条 （略）

（委員）

第5条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が辞任しようとするときは、会長を経て教育委員会に申し出なければならない。

令和 7 年議案第 3 9 号

「みんなで夏休みの宿題を終わらせよう!!会」の後援名義使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第 3 条第 1 項の規定に基づき江南市教育委員会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

江南市教育委員会
教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したからであります。

令和 7 年議案第 4 0 号

「微生物ってすごい!!—下水道科学館で学ぶ SDG s —」の後援名義使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第 3 条第 1 項の規定に基づき江南市教育委員会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

江南市教育委員会
教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したからであります。

令和 7 年議案第 4 1 号

「コロマガプロジェクト江南市」の後援名義使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第 3 条第 1 項の規定に基づき江南市教育委員会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

江南市教育委員会
教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したからであります。

令和 7 年議案第 4 2 号

「特定非営利活動法人響愛学園 15 周年記念コンサート」の後援名義使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第 3 条第 1 項の規定に基づき江南市教育委員会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

江南市教育委員会
教育長 高田 和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したからであります。